令和5年度

稲美町一般廃棄物処理計画

令和5年4月

稲 美 町

令和5年度 一般廃棄物処理実施計画

稲美町の一般廃棄物処理は昭和52年4月からの可燃ごみ及び不燃ごみの2分別に始まり、昭和59年に粗大ごみ、平成5年に空きびん、平成10年にペットボトル、平成12年に空き缶、平成13年にプラスチック容器類及びスプレー缶等、平成15年に古紙類及び布類、平成30年に使用済み蛍光灯及び乾電池の分別に至り、現在は11種類19分別の収集を行っている。

平成23年にはごみ処理基本計画策定指針に基づき、稲美町、播磨町及び加古郡衛生事務組合で加古郡圏域一般廃棄物処理基本計画を策定している。その後の施策として、平成26年に使用済み小型家電の拠点回収を開始、平成29年に一人暮らしの高齢者、障がい者を対象に戸別収集するふれあい収集を開始、平成30年に刈草・落ち葉類及び剪定枝類の堆肥化を開始、令和2年にペットボトルのボトルtoボトルリサイクルによる再資源化を開始するとともに事業系指定ごみ袋制度を導入、令和3年には使用済みインクカートリッジ及びトナーカートリッジの拠点回収を開始している。

令和 4 年度からは 2 市 2 町によるごみ処理の広域化が始まっており、現在はさらなるごみの減量及び資源化に取り組むため、町民及び事業者に対して積極的に啓発を行うこととしている。

行政区域面積	34.92 km²	計画処理面積	34.92 km²
"人口	30,700 人	″ 人口	30,700 人
" 世帯	13,000 世帯	" 世帯	13,000 世帯

[※]人口、世帯数は外国人を含む。(令和5年4月1日現在)

1. ごみ排出量見込み

(単位: t)

					· · · · · · ·
	排出量	計画収集量	許可業者 収集量	直接搬入量	資源化量
可燃ごみ	7,900	5,400	2,000	500	
不燃ごみ	210	180	5	25	20
粗大ごみ	320	320			60
空きびん類(分別)	110	110			110
ペットボトル	20	20			20
空き缶類(分別)	20	20			20
スプレー缶等	1	1			1
古紙類(分別)	40	40			40
布類	10	10			10
蛍光灯・乾電池	8	8			8
小型家電	1			1	1
剪定枝	360			360	360
合計	9,000	6,109	2,005	886	650

[※]集団回収量は除く。自家消費量はないものとする。

2. 収集区域

稲美町内全域

3. 収集回数及び収集方法

ごみの種類ごとの収集回数及び収集方法は次のとおりとする。

分別区分	収集回数	収集方法	設置数
可燃ごみ	週 2 回		
不燃ごみ	月 1 回		600 か所
空き缶	月 1 回		
粗大ごみ	年3回		
長尺可燃ごみ	年3回		
空きびん	月 1 回		
ペットボトル	月 1 回	プロステーション 収集方式	
スプレー缶等	月 1 回		110 か所
古紙類	月 1 回		110 % 7
布類	月 1 回		
蛍光灯	月 1 回		
乾電池	月 1 回		
使い切りライター	月1回		

(1) 家庭系一般廃棄物

家庭から排出される一般廃棄物は、町ごみカレンダー及びごみの手引書に記載した指示の内容に従い、自治会等が維持管理するごみ集積所(ごみステーション)へ排出し、収集運搬委託事業者が収集する。

排出方法は次のとおりとする。

- ①町が定める収集日、分別区分及び排出方法等により、ごみステーションへ排出すること。なお、それまでは家庭内で保管すること。
- ②町が定める収集日の午前8時までに排出すること。
- ③透明または半透明の袋に入れて排出すること。
- ④ごみステーションは使用する町民が共同で管理して清潔に保つこと。また、ごみステーションを新設、移設、撤去する時は自治会等を通じて、事前に役場生活環境課と協議すること。
- ⑤町が定める収集日及び収集時間内にごみステーションへ排出できない場合または 一時多量ごみを排出する場合は本計画「8. ごみ搬入基準」を必ず遵守し、排出者等 が東播臨海広域クリーンセンターへ直接搬入すること。なお、可燃ごみを除くごみ については、加古郡リサイクルプラザへ直接搬入することもできる。

(2) 事業系一般廃棄物

事業所等の事業系一般廃棄物の排出方法は次のとおりとする。

- ①事業者等が東播臨海広域クリーンセンターに直接搬入するか、町の一般廃棄物処理業許可事業者と契約して排出すること。
- ②町が指定する袋(事業系指定ごみ袋)に収納し、記名して排出すること。
- ③稲美町廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 4 条の規定により、事業系指定ごみ袋以外の方法で事業系一般廃棄物を排出するときは、あらかじめ町の指示を受けて処理すること。
- ④廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずは産業廃棄物として処理すること。
- ⑤剪定枝、草ごみ、木くずや食品残渣などリサイクル可能なものは、資源化施設等 を利用してリサイクルを図ること。
- ⑥事業系一般廃棄物はごみステーションに排出しないこと。
- ⑦家の改築等、事業者の請負に伴って生じたものは、一般家庭から排出されたものであっても、事業系廃棄物(一般廃棄物または産業廃棄物)として適正に処理すること。
- ⑧不要になった難燃性の可燃ごみを一時に多量(1回の排出量が 500 kg以上)に排出するときは、あらかじめ町の指示を受けて処理すること。
- ⑨事業系一般廃棄物の搬入時展開検査を受けること。
- ⑩上記に掲げるものの他、家庭系一般廃棄物の排出方法等のうち、事業系一般廃棄物の排出方法等に適合する事項については、家庭系一般廃棄物の排出方法等の内容に準じること。

(3) ふれあい収集

一人暮らしの高齢者、障がい者で、ごみステーションに排出することが困難な人を対象に、本計画「3.収集回数及び収集方法」のうち、粗大ごみを除くごみを収集 運搬委託事業者が戸別に収集する。

4. 排出抑制

資源ごみ集団回収実施団体へ奨励金を交付、生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器の設置者または購入者へ補助金を交付する。また、町広報紙や環境出前講座の開催により、ごみ減量化等の啓発活動を行う。

(1) 資源ごみ回収奨励事業

資源ごみ回収量 1kg につき 7 円の奨励金を交付

(2) ごみ減量化推進事業

- ①生ごみ処理機の購入に対する補助 (約09基)
- ②生ごみ堆肥化容器の購入に対する補助(約15基)

(3) 住民に対する広報啓発

- ①広報いなみ、町ホームページによる啓発。
- ②環境委員研修会、環境出前講座の開催による啓発。
- ③町ごみカレンダー、ごみの手引書及びごみ分別アプリによる周知。

5. 収集体制

(1) 収集運搬委託事業者

業	į	者	名	いけだ興産株式会社(代表者 池田聖文)									
住			所	稲美町中村1137番地の1									
収	集	人	員	20人									
				1 1 台									
				2.25 t パッカー車	1 台	3.15 t パッカー車	1 台						
収	集	車 両	車	車	車	車	न तर्न	市 声	東 両	2.75 t パッカー車	1台	3.00 t ダンプ車	1 台
41	朱						+	-1-	4-	T'		7	4-
				2.90 t パッカー車	2 台	小型貨物車	1 台						
				3.10 t パッカー車	1 台								
				可燃ごみ	5,400 t	ペットボトル	20 t						
収	集	ごみ	→ 量	不燃ごみ	180 t	空き缶類・	21 t						
	/\ \ \	_	, <u>±</u>	1 /500 = 7/	100 0	スプレー缶等							
				粗大ごみ	320 t	蛍光灯・乾電池	8 t						

業	者名		名	稲美清掃(代表	者 柿本靖夫	()	
住			所	稲美町加古4119番地の4			
収	集	人	員	1 人			
収	集	車	両	1 台			
4X	朱	平	lπl	軽四トラック	1 台		
ılπ	Æ	¥	*/-	犬、猫等	140 頭		
収	集数		釵	収集運搬する一般	廃棄物の種類	は動物死体とする。	

(2) 一般廃棄物処理業許可事業者

業	者名			名	いけだ興産株式会	会社(代表者	池田聖文)			
住				所	稲美町中村1137番地の1					
収	集		人	員	20人					
収	集		車	両	1 1 台					
					2.25 t パッカー車	1 台	3.15 t パッカー車	1 台		
					2.75 t パッカー車	1 台	3.00 t ダンプ車	1 台		
					2.80 t パッカー車	2 台	3.45 t ダンプ車	1 台		
					2.90 t パッカー車	2 台	小型貨物車	1 台		
					3.10 t パッカー車	1 台				
収	集	۳	み	量	1,755 t					
HX	釆	J	97	里	可燃ごみ	1,750 t	不燃ごみ	5 t		

業	者名			名	稲美清掃(代表者 柿本靖夫)				
住				所	稲美町加古411	19番地の4			
収	集		人	員	4 人	4 人			
収	集		車	両	4 台				
ЦX	朱		平.	lπl	2.60 t パッカー車	1台	軽四トラック	3 台	
収	集	_"	み	量	200 t				
41	朱	J	0	里	可燃ごみ	200 t	不燃ごみ	0 t	

業	:	者	名	有限会社岡田清掃	·社(代表者	岡田 清)	
住			所	稲美町中村124	4番地		
収	集	人	員	4 人			
収	集	車	両	2 台			
ΗХ	未	毕	lπ1	2.0 t パッカー車	1 台	軽四トラック	1 台
収	集	ごみ	量	50 t			
HX.	朱	_ ~	里	可燃ごみ	50 t	不燃ごみ	0 t

6. 中間処理を行う施設

(1)燒却施設

名			称	東播臨海広域クリーンセンター (可燃ごみ処理施設)
場			所	高砂市梅井6丁目1番1号他
処	理	能	力	143 t /日×3 炉
処	理	方	式	回転ストーカ炉
設	置	主	体	高砂市

(2)不燃物、粗大ごみ処理施設

名			称	東播臨海広域クリーンセンター(不燃・粗大ごみ処理施設)
場			所	高砂市梅井6丁目1番1号他
処	理	能	力	34 t / 5H
設	置	主	体	高砂市

(3)空き缶、ペットボトル、スプレー缶等、蛍光灯、乾電池、使い切りライター、ガレキ等保管場所

名			称	加古郡リサイクルプラザストックヤード
場			所	播磨町新島60番地
設	置	主	体	加古郡衛生事務組合

7. 中間処理から最終処分まで

「中間処理」、「中間処理後の搬送」、「最終処分」は2市2町のごみ処理の広域化による高砂市への事務委託とし、東播臨海広域クリーンセンターへ搬入する。

焼却残渣は、埋め立てにおいては大阪湾広域臨海環境整備センター、セメント化においては公益財団法人ひょうご環境創造協会にて行う。

8. 資源化の方法

空き缶、空きびん類、スプレー缶等、古紙類及び布類は分別収集後、資源化事業者へ引き渡す。ペットボトル、蛍光灯、乾電池及び使い切りライターは分別収集後、加古郡リサイクルプラザで保管し、資源化事業者へ引き渡す。

なお、ペットボトルはボトルtoボトルリサイクルによる再資源化を行う。

9. ごみ搬入基準

- (1) 加古郡リサイクルプラザは稲美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに同規則、その他関係法令に規定する一般廃棄物を搬入基準とする。
- (2) 東播臨海広域クリーンセンターは高砂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等に基づく「東播臨海広域クリーンセンターごみ受入基準」を搬入基準とする。
- (3) ごみ搬入基準に適さない各種リサイクル法対象物及び適正処理困難物は、それぞれ定められた方法により、適正に処理を行うものとする。

10. 拠点回収ボックスの設置

役場本庁舎を含む公共施設に使用済み小型家電、乾電池、リチウムイオン電池、 使い切りライター、水銀製品及び使用済みインクカートリッジの回収ボックスを設 置し、ごみの減量及び資源の有効活用を図る。

11. 処理手数料

- (1)東播臨海広域クリーンセンターへ直接搬入する一般廃棄物の処理手数料は、10kg 当たり 50 円を高砂市が徴収する。
- (2)東播臨海広域クリーンセンターへ直接搬入する事業活動に伴う一般廃棄物の処理手数料は、10kg 当たり 130 円を高砂市が徴収する。
- (3) 事業活動を伴わない土砂ガレキ等の一般廃棄物は、10kg 当たり 20 円の処理手数料を徴収する。

令和5年度 し尿処理計画

稲美町のし尿処理は加古郡衛生センターで行う。

行政区域面積	$34.92~\mathrm{km}^2$	計画処理面積	34.92 km²
" 人口	30,700 人	″ 人口	30,700 人
ル 世帯	13,000 世帯	ル 世帯	13,000 世帯

1. 排出量

生し尿	2,500kl
浄化槽汚泥	$2,550\mathrm{kl}$
総量	$5,050\mathrm{kl}$

2. 収集区域

稲美町内全域

3. 収集回数

- (1)生し尿は一般汲取式トイレ、簡易水洗トイレ共に申し込みを原則とする。
- (2)浄化槽汚泥は浄化槽法に定められた回数及び環境保全上、清掃が必要になったときとする。

4. 収集体制

(1) 生し尿

委託事業者が収集・運搬する (総収集量 2,500kl)

	. , , .	, ,		1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	,	•		
業	者	i	名	稲美清掃(代表者 柿本靖夫)				
住			所	稲美町加古4119番地の4				
収	集	人	員	4 人	事 務	員	1 人	
				3 台				
収	集	車	両	7.0kl 車	1 台	3.7	kl 車	1 台
				2.0kl 車	1 台			
収	集	Ę	量	1,060kl				

業	者	<u> </u>	名	有限会社岡田清掃社(代表者 岡田 清)				
住			所	稲美町中村1244番地				
収	集	人	員	4人 事 務 員 2人				
				3 台				
収	集	車	両	7.2kl 車	1台	3.4k	1 車	1 台
				1.8kl 車	1台	軽四	トラック	1 台
収	身	Ę	量	1,440kl	<u> </u>			•

(2) 浄化槽汚泥

許可事業者が汚泥等の収集・運搬及び清掃を行う。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項

業者名	従業員数	収集運搬車両		収集量
		7.0kl バキューム車	1 台	
稲美清掃	5 人	3.7kl バキューム車	1 台	870kl
		2.0kl バキューム車	1 台	
		7.2kl バキューム車	1 台	
(有) 岡田清掃社	6 人	3.4kl バキューム車	1 台	$1,050 { m kl}$
		1.8kl バキューム車	1 台	
播磨営繕侑	5 人	3.7kl バキューム車	2 台	630kl

浄化槽法第35条第1項

業者名	従業員数
稲美清掃	5 人
郁岡田清掃社	6 人
播磨営繕侑	5 人

5. 処理施設

し尿処理施設

名 称	加古郡衛生センター
所在地	播磨町新島60
稼動等	昭和 62 年 3 月稼動 (能力:110kl/日)
方 式	低希釈二段活性汚泥法プラス高度処理
設置主体	加古郡衛生事務組合

6. 搬入量

総収集量	5,050kl
生し尿	$2,500\mathrm{kl}$
浄化槽汚泥	$2,550\mathrm{kl}$

7. 残渣の量及び処理

加古郡衛生事務組合において処理計画を策定する。

8. 生活排水処理計画

公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽により全町生活排水処理を図る。

9. 住民に対する広報啓発

町広報紙により生活排水処理対策について啓発を行う。

稲美町一般廃棄物処理実施計画書

令和5年4月1日改定

稲美町経済環境部生活環境課